

文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営等の基準に関する条例等の改正について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布されたため、これに準じ下記のとおり改正を行った。

1 文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について

(1) 主な改正内容

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、感染症や災害への対応力強化の基準を定める。

また、業務効率化・業務負担軽減の推進のため、テクノロジーの活用推進や人員基準・運営基準の緩和を行うほか、自立支援・重度化防止の取組の推進のための基準を整備する。

(2) 施行期日

令和3年4月1日

2 文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正について

(1) 主な改正内容

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、感染症や災害への対応力強化の基準を定める。

また、業務効率化・業務負担軽減の推進のため、テクノロジーの活用推進や人員基準・運営基準の緩和を行うほか、自立支援・重度化防止の取組の推進のための基準を整備する。

(2) 施行期日

令和3年4月1日